

第6節 税務課

〔総括概要〕

自立的な行財政運営を実現するうえで、自主財源である市税の重要性は非常に高く、常に厳正な税務行政の執行が求められることから、租税の原則に基づき、公平・明確な租税賦課業務に努めた。

具体的な取組みとして、市民税関係では、課税客体の適正把握のため、個人住民税未申告者に対する申告の催告等を実施した。また、より一層の税収確保に向けて、未申告法人の活動状況調査や申告指導を行った。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対する適正な賦課を行うため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、車両の現況調査等を通じて、課税客体の適正把握に努めた。

資産税関係では、土地と家屋の税務通知書を電子データ化し、固定資産税システムに取り込むことにより、精度の向上と業務の効率化をすすめた。償却資産についてはe L T A Xの推進、新規事業者の捕捉及び申告書の送付、未申告事業者に対する催告等の申告指導を継続して行った。

税政係

1 調定額 (単位：千円)

税目	区分	本年度	前年度
市民税		10,151,355	9,674,678
軽自動車税		550,767	529,353
市たばこ税		1,199,615	1,138,161
鉱産税		4,183	3,756
入湯税		16,728	15,340
国民健康保険税		4,765,516	5,662,736
後期高齢者医療保険料		1,599,197	1,528,724
介護保険料		3,526,989	3,522,715

2 賦課状況

(1) 軽自動車税(4月1日現在) (令和4年度課税状況調より)

車種	区分	総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
			非課税	減免		
原動機付	50cc以下	4,661	38	2	4,621	9,242
	51cc～90cc	511	1	—	510	1,020
	91cc～125cc	1,045	13	—	1,032	2,477

自転車	ミニカー		113	—	—	113	418	
	小計		6,330	52	2	6,276	13,157	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車	二輪車		2,118	2	2	2,114	7,610
		三輪車		1	—	—	1	5
	四輪車	乗用	営業用	3	—	—	3	17
			自家用	13,542	36	310	13,196	95,011
		貨物	営業用	80	—	1	79	237
			自家用	3,260	21	55	3,184	12,736
	新税率適用分	乗用	営業用	2	—	—	2	14
			自家用	15,356	21	286	15,049	162,529
		貨物	営業用	154	—	—	154	585
			自家用	3,494	38	53	3,403	17,015
	重課適用分	乗用	営業用	1	—	—	1	8
			自家用	9,358	21	240	9,097	117,351
		貨物	営業用	42	—	—	42	189
			自家用	5,628	37	70	5,521	33,126
	75%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
		貨物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
	50%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
		貨物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
	25%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
		貨物	営業用	—	—	—	—	—
			自家用	—	—	—	—	—
	小型特殊	農耕作業用		6,264	20	4	6,240	14,976
フォークリフト等		511	2	—	509	3,003		
小計		59,814	198	1,021	58,595	464,212		
二輪の小型自動車		2,986	19	2	2,965	17,790		
合計		69,130	269	1,025	67,836	495,359		

(2) 市たばこ税

区分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
たばこ税	184,235,506	1,144,130	183,091,376	1,199,614,684
手持ち品	—	—	—	—

合 計	184,235,506	1,144,130	183,091,376	1,199,614,684
-----	-------------	-----------	-------------	---------------

※税率の改正がなかったため、手持ち品課税はなし。

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	30,668	9,200,400	—	—
ドロマイト	202,504	81,001,600		
石灰石 第2類	1,188,737	297,184,250		
珪 石	70,021	35,010,495		
合 計	1,491,930	422,396,745		

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	327,551	16,377,550
宿 泊	150	2,337	350,550
合 計		329,888	16,728,100

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	24,726	359	<ul style="list-style-type: none"> ・納税、所得及びその他の証明 1件につき300円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき300円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,947	1,142	<ul style="list-style-type: none"> ・資産台帳の閲覧 1冊につき300円 ・公簿等の写し 1枚につき300円
合 計	27,673	1,501	

市民税係

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在）

（令和4年度課税状況調より）

(1) 所得区分別市民税額調

（単位：千円）

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額				
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡
所得金額	219,553,262	186,596,807	9,128,549	1,491,620	17,355,945	4,980,341
所 雑 損	6,410	4,582	1,570	—	258	—
医 療 費	1,292,322	738,328	88,912	37,950	355,415	71,717

得 控 除 額	社会保険料	39,004,476	34,582,847	1,252,424	256,342	2,432,899	479,964
	小規模企業共済等掛金	968,750	624,638	213,198	14,705	66,293	49,916
	生命保険料	2,688,592	2,338,486	102,742	17,643	196,827	32,894
	地震保険料	111,318	76,897	5,951	3,818	21,206	3,446
	障害者	644,760	437,620	31,500	7,960	147,740	19,940
	寡婦	138,840	78,520	6,760	260	48,620	4,680
	ひとり親	300,300	283,500	7,200	300	8,100	1,200
	勤労学生	1,820	1,820	—	—	—	—
	配偶者	4,470,080	2,982,380	118,530	13,340	1,298,670	57,160
	配偶者特別	1,103,780	896,020	34,110	4,700	156,700	12,250
	扶養	5,547,870	4,907,720	271,500	61,470	217,000	90,180
	同居特別障害者	131,790	104,880	7,820	1,610	14,030	3,450
	基礎	31,251,610	25,625,730	1,041,470	160,390	4,083,280	340,740
	計	87,662,718	73,683,968	3,183,687	580,488	9,047,038	1,167,537
課税標準額		136,301,830	112,912,839	5,944,862	911,132	8,308,907	8,224,090
税 額	算出税額	8,045,217	6,772,309	356,592	54,650	498,150	363,516
	調整控除額	151,195	119,582	5,554	916	23,737	1,406
	配当控除額	5,913	2,560	25	5	1,665	1,658
	住宅借入金等特別税額控除	169,185	163,589	4,150	223	625	598
	寄附金税額控除	176,139	146,059	11,986	287	4,937	12,870
	外国税額控除	737	—	—	—	9	728
	税額調整額	677	539	9	—	129	—
	配当割額等控除額	13,508	674	59	—	1,258	11,517
	減免税額	227	227	—	—	—	—
	所得割額	7,527,636	6,339,079	334,809	53,219	465,790	334,739
	均等割額	286,276	225,053	10,703	1,656	48,864	—
	市民税額合計	7,813,912	6,564,132	345,512	54,875	514,654	334,739
市民税負担割合(%)		100	84.0	4.4	0.7	6.6	4.3
納税義務者数(人)		81,793	64,009	3,030	468	13,418	868
所得割人数(人)		72,909	59,708	2,455	374	9,504	868

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,039	2,286,474	1,418,856	46,995	42,870
10万円を超え100万円以下	25,954	38,026,126	14,967,677	873,566	795,494

100 # 200 #	21,974	57,137,515	32,467,740	1,932,338	1,783,935
200 # 300 #	11,265	43,621,674	27,649,490	1,650,300	1,530,888
300 # 400 #	5,423	28,207,884	18,782,196	1,124,188	1,081,081
400 # 550 #	3,036	19,782,730	14,069,757	837,985	806,403
550 # 700 #	866	7,136,637	5,459,143	322,967	310,601
700 # 1,000 #	650	6,759,662	5,713,507	332,244	315,398
1,000 # 2,000 #	486	7,703,091	6,757,062	401,188	373,703
2,000 # 5,000 #	192	6,085,040	5,824,815	345,022	317,066
5,000 # 1億円 #	16	1,112,622	1,107,930	65,539	61,927
1億円を超える金額	8	1,693,807	2,083,657	112,885	108,270
合 計	72,909	219,553,262	136,301,830	8,045,217	7,527,636

※「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除人員	扶養控除人員の内訳		
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養
1万円以下の金額	45	28	63	8	10	45
1万円を超え 2万円以下	27	18	26	0	6	20
2 # 3 #	26	11	38	2	10	26
3 # 4 #	32	16	41	1	12	28
4 # 5 #	24	14	27	3	8	16
5 # 6 #	39	18	35	3	13	19
6 # 7 #	25	11	24	1	4	19
7 # 8 #	36	17	31	2	11	18
8 # 9 #	40	22	36	3	7	26
9 # 10 #	34	18	45	0	17	28
10 # 15 #	241	132	239	12	64	163
15 # 20 #	287	172	255	13	56	186
20 # 25 #	299	193	250	20	64	166
25 # 30 #	297	172	239	19	62	158
30 # 40 #	555	316	451	27	137	287
40 # 60 #	1,059	506	883	51	255	577
60 # 80 #	923	380	902	68	253	581
80 # 120 #	1,576	397	1,582	78	514	990
120 # 160 #	1,379	215	1,404	76	432	896
160 # 200 #	1,262	133	1,308	83	400	825
200万円を超える金額	4,939	179	6,315	331	1,381	4,603
合 計	13,145	2,968	14,194	801	3,716	9,677

2 法人市民税賦課状況（7月1日現在）

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,134
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	31
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	567
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	57
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	129
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	30
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	132
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	12
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	28
合 計			4,120

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 630,000円
- ・ 所得割 6.6/100
- ・ 均等割 25,100円
- ・ 平等割 18,600円
- ・ 課税内訳

区分	所得割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	14,622	33,176	21,267
退職世帯	0	0	0
合 計	14,622	33,176	21,267

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,899	3,329	2,324	11,552	229
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	5,899	3,329	2,324	11,552	229

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数 (人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)

一般世帯	21,267	33,176	2,137,086,100	100,488	64,416
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	21,267	33,176	2,137,086,100	100,488	64,416

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 190,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・均等割 10,200円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	14,622	33,176	21,267
退職世帯	0	0	0
合計	14,622	33,176	21,267

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,899	3,329	2,324	11,552	440
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	5,899	3,329	2,324	11,552	440

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	21,267	33,176	832,769,100	39,157	25,101
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	21,267	33,176	832,769,100	39,157	25,101

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 170,000円
- ・所得割 2.1/100
- ・均等割 11,200円
- ・平等割 6,200円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	4,453	9,812	8,324
退職世帯	0	0	0

合 計	4,453	9,812	8,324
-----	-------	-------	-------

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,083	1,058	745	3,886	145
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	2,083	1,058	745	3,886	145

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	8,324	9,812	276,885,900	33,263	28,219
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	8,324	9,812	276,885,900	33,263	28,219

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	18,777	2,833,083,700
特別徴収対象世帯	5,849	413,657,400
合 計	24,626	3,246,741,100

2 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・ 賦課限度額 660,000円
- ・ 所得割 8.54/100
- ・ 均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額(円)		
7割軽減	5割軽減	2割軽減
30,240	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(前年の所得金額-基礎控除額)×8.54%+43,200円	2,096	7,259
7割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}以下の被保険者は均等割額を7割軽減。	1,718	9,270
5割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(28.5万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を5割軽減。	501	3,300

2割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(52万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を2割軽減。	337	2,749
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割（加入した月から2年間）軽減。	(内298)	
合 計		4,652	22,578

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	4,652	478,822,400
特別徴収	22,578	1,071,733,100
合 計	27,230	1,550,555,500

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対 象 者	被 保 険 者 数 (人)		年 間 保 険 料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護の受給者 ・ 世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	751	6,128	21,592
第2段階	・ 世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方	42	3,664	28,790
第3段階	・ 世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	35	3,134	50,383
第4段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	458	6,911	61,179
第5段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	54	8,070	71,976
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	347	9,183	86,371
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え210万円未満の方	306	5,779	93,568
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上400万円未満の方	289	3,410	107,964
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	81	723	125,958

第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	48	255	143,952
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	18	138	161,946
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	15	66	179,940
第13段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上の方	51	222	197,934
合 計		2,495	47,683	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,495	202,784,744
特別徴収対象者	47,683	3,277,289,394
合 計	50,178	3,480,074,138

資産税係

1 調定額 (単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
固定資産税	11,057,009	10,843,980
特別土地保有税	14,610	14,730
都市計画税	817,513	798,929

2 固定資産税評価状況 (令和4年1月1日現在)

(1) 土地

地 目		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田	一 般 田	54,275	76,990,645	8,772,172
	宅地介在田等	3,341	2,179,354	11,177,075
畑	一 般 畑	29,437	19,784,679	1,215,523
	宅地介在畑等	3,144	1,711,561	7,870,419
宅 地		146,231	40,452,077	438,145,537
鉱 泉 地		2	4	392
池 沼		272	139,731	5,325

山	林	21,497	52,549,099	2,200,913	
牧	場	13	6,751	317	
原	野	2,974	806,691	17,455	
雑	種	地	28,948	25,031,278	52,826,732
合	計	290,134	219,651,870	522,231,860	

3 固定資産税評価状況（令和4年1月1日現在）

(1) 木造家屋

種	類	棟	数（棟）	床	面	積（㎡）	決	定	価	格（千円）
専	用	住	宅	59,132	5,826,160	154,601,732				
共	同	住	宅・寄	1,003	246,386	10,014,559				
併	用	住	宅	3,655	396,098	5,874,424				
ホ	テ	ル・旅	館・料	140	7,036	79,772				
事	務	所・銀	行・店	1,722	126,730	3,143,313				
劇	場	・	病	92	16,059	590,939				
工	場	・	倉	1,260	106,660	535,328				
土	蔵	1,829	89,309	113,594						
附	属	家	23,369	947,409	3,330,187					
合	計	92,202	7,761,847	178,283,848						

(2) 非木造家屋

種	類	棟	数（棟）	床	面	積（㎡）	決	定	価	格（千円）
事	務	所・店	舗	1,917	731,472	39,786,850				
百	貨	店・銀	行	7,960	1,335,261	49,251,828				
住	宅	・	ア	138	128,296	11,262,831				
病	院	・	ホ	6,182	2,837,631	72,776,883				
工	場	・	倉	10,172	637,351	5,253,132				
そ	の	他	26,369	5,670,011	178,331,524					
合	計	26,369	5,670,011	178,331,524						

(3) 償却資産

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課税標準額
市長 しが た 価 も 格 の 等 を 決 定	構 築 物	28,192,028	27,909,245
	機 械 及 び 装 置	106,273,279	103,631,250
	船 舶	2,390	2,390
	航 空 機	-	-
	車 両 及 び 運 搬 具	1,441,966	1,441,966
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	15,549,994	15,540,107
	小 計	151,459,657	148,524,958
総務大臣が価格等を 決定し配分したもの	33,612,019	32,974,734	
県知事が価格等を 決定し配分したもの	-	-	
小 計	33,612,019	32,974,734	
合 計	185,071,676	181,499,692	